

北アルプス広域連合が白馬村飯森地区に計画中の  
ごみ処理施設の建設についての住民投票に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、白馬村の飯森地区に計画されているごみ処理施設の建設について、村民の賛否の意思を明らかにし、もって村行政の民主的かつ健全な運営を図ることを目的とする。

(住民投票)

第二条 前条の目的を達成するため、白馬村の飯森地区におけるごみ処理施設の建設に対する賛否について、村民による投票（以下「住民投票」という。）を行うものとする。

2 住民投票は、村民の自由な意思が表明されるものでなければならない。

(住民投票とその措置)

第三条 住民投票は本条例の施行の日から90日以内に、これを実施するものとする。

2 村長は、ごみ処理施設の建設に関する事務の執行にあたり、地方自治の本旨に基づき、住民投票における有効投票の賛否いずれか過半数の意思を尊重しなければならない。

(住民投票の執行)

第四条 住民投票は、村長が執行するものとする。

2 村長は、住民投票に関する事務を管理運営するために、住民投票管理委員会を設置するものとする。

(住民投票の期日)

第五条 住民投票の期日（以下「投票日」という）は、第三条の第一項の期間内で村長が定める日曜日とし、村長は投票日の十五日前までに投票日を告示しなければならない。

(投票資格者)

第六条 住民投票における投票の資格を有する者（以下「投票資格者」という）次の各号のいずれかの要件を満たすものとする。

(1) 投票日において白馬村に住所を有する者であって、前条に規定する告示の日（以下「告示日」という）において白馬村の住民基本台帳（住民基本台帳法(昭和四二年法律第八一号)第五条に規定する住民基本台帳をいう。

以下同じ。)に記載されている満一六歳以上の者および告示日の前日において、住民基本台帳に記載されている満一六歳以上の者

- (2) 地方自治法（昭和二二年四月十七日法律第六七号）第一三条の二に定める住民の記録のうち、外国人登録によって、前条に規定する告示日の前日までに引き続き一年以上の日本在住が確認される定住外国人のうち、告示日の前日までに村内に引き続き三か月以上在住していることが外国人登録によって確認されるものであって、告示日の前日に満一六歳以上の者

(投票資格者名簿)

第七条 村長は、投票資格者について、「白馬村の飯森地区におけるごみ処理施設の建設に関する住民投票資格者名簿(以下「資格者名簿」という)」を作成するものとする。

(村民への周知及び情報の公開)

第八条 住民投票管理委員会は、住民投票の告示があった日から三日以内に全投票資格者に投票日、投票方法等を通知しなければならない。

(秘密投票)

第九条 住民投票は秘密投票とする。

(一人一票)

第十条 投票は一人一票とする

(投票所における投票)

第十一条 投票資格者は、投票日に自ら住民投票を行なう場所（以下「投票所」という）に行き、資格者名簿またはその抄本の対照を経て、投票しなければならない。

- 2 前項の規定にもかかわらず。規則に定める理由により、投票所に自ら行くことができない投票資格者は、規則で定めるところにより投票をすることができる。

(投票の方式)

第十二条 投票資格者は、ごみ処理施設の建設に賛成するときは投票用紙の賛成欄に、ごみ処理施設の建設に反対するときは投票用紙の反対欄に、自ら○の記号を記載して投票箱に入れるものとする。

- 2 前項の規定にもかかわらず、身体の故障などの理由により、自ら投票用紙に○の記号を記載することができない投票資格者は、規則で定めると

ころにより投票することができる。

(投票の効力の決定)

第十三条 投票の効力に当っては、事情の規定に反しない限りにおいて、その投票した者の意思が明白であれば、その投票を有効とするものとする。

(無効投票)

第十四条 住民投票において、次のいずれかに該当する投票は無効とする。

一、正規の投票用紙を用いないもの

二、○の記号以外の事項を記載したもの

三、○の他、他事を記載したもの

四、○の記号を投票用紙の賛成欄および反対欄のいずれにも記載したものの

五、○の記号を投票用紙の賛成欄および反対欄のいずれに記載したかを確認しがたいもの

(結果の告示等)

第十五条 村長は、住民投票の最終結果が出たときには、速やかにこれを告示するとともに、村議会議長に通知しなければならない。

(投票運動)

第十六条 住民投票に関する運動は、自由とする。ただし、買収や脅迫など村民の自由な意思の発表を阻害し、不当に干渉するものは認められない。

(投票および開票)

第十七条 投票管理者、投票場所、投票時間、投票立会人、開票場所、開票時間、開票立会人、点字投票、代理投票、不在者投票、その他住民投票の投票および開票に関しては、公職選挙法（昭和二五年法律第一〇〇号）、同法施行令（昭和二五年政令第八九号）、同法施行規則（昭和二五年総理府令第十三号）の規定を準用するものとする。

(委任)

第十八条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定めるものとする。

2 規則は本条例施行の日から30日以内に制定しなければならない。

附則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する